



国内旅行傷害保険 (一部は旅行代金等を対象

のゴールドカードでお支払いいただいた場合に補償されます。)

●被保険者の範囲は本会員・家族会員となります。

●対象のゴールドカードご加入日(カード発行日)の翌日以降に出発する旅行が保険の対象となり、

ご旅行の都度適用されます。

担保項目	保険金をお支払いする主な場合		お支払いする保険金
公共交通乗用具 搭乗中 傷害事故	被保険者が公共交通乗用具(注1)に乗客として搭乗中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で	①事故の発生の日から180日以内に死亡された場合	①死亡された場合… 被保険者の法定相続人に自動付帯分1,000万円+カード利用条件分4,000万円(注2) ★死亡保険金受取人は指定できません。
宿泊火災 傷害事故	被保険者が宿泊施設に宿泊中に火災・破裂・爆発によって被ったケガが原因で	②事故の発生の日から180日以内に後遺障害が生じた場合 ③医師の指示に基づき入院された場合	②後遺障害が生じた場合… 後遺障害の程度に応じて自動付帯分1,000万円+カード利用条件分4,000万円(注2)の3%~100% ③[入院保険金日額×入院日数](ただし、事故の発生の日から180日以内の入院でかつ180日が支払いの限度)
募集型企画旅行 参加中 傷害事故	被保険者が宿泊を伴う募集型企画旅行(注3)参加中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で	④ケガの治療のために入院し所定の手術を受けた場合 ⑤通院により医師の治療を受けた場合	④手術の種類に応じて(所定の倍率(10倍、20倍、40倍)×入院保険金日額)(ただし、手術を受けた場合で、1回の事故につき1回の手術に限る) ⑤[通院保険金日額×通院日数](ただし、事故の発生した日から180日以内の通院でかつ90日が支払いの限度) ※平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障がない程度に傷害が治ったとき以降の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。

(注1)公共交通乗用具とは、航空法、鉄道事業法、海上運送法、道路運送法に基づき、それぞれの事業を行う機関によって運行される航空機、電車、船舶、バス、タクシー等をいいます。

(注2)カード利用条件分は、公共交通乗用具に搭乗する以前に、その料金を当該カードで決済した場合、またはノークーポンシステム(注4)を利用して予約または予め当該カードで宿泊代金を決済した場合、または宿泊を伴う募集型企画旅行の代金を当該カードで決済した場合に補償適用となる保険金額です。

(注3)宿泊を伴う募集型企画旅行とは、旅行会社が、旅行者の募集のために予め、旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる運送又は宿泊のサービス内容並びに旅行者が旅行会社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行(旅行業法第12条の3の規定に基づく標準旅行業約款募集型企画旅行契約の第2条第1項に規定するもの)をいいます。詳しくは旅行代理店にご確認ください。

(注4)ノークーポンシステムとは、カード加盟店である旅行者に当該カード会員であることおよび予め当該カードを宿泊施設の料金を支払うことを告知してホテル・旅館等の宿泊施設の予約を行うシステムのことをいいます。

※上記のケガを被ったときは既に存在していた身体の障害や疾病の影響により、または当該事故と関係なく事後に発生した傷害や疾病の影響により、当該事故によるケガが重大となったときは、その影響がなかった場合に相当する金額が支払われます。

上記内容は概要を説明したもので、実際の保険金お支払いの可否は、普通保険約款および特約等に基づきます。



▶ 補償の対象とならない主な例

① 傷害事故 (海外・国内共通)

- 保険契約者・被保険者・保険金受取人の故意または重大な過失による事故
- 被保険者の闘争・自殺または犯罪行為
- 被保険者に対する刑の執行
- 戦争等変乱、放射能照射、放射能汚染、原子力核反応による事故
- 核燃料物質、または核燃料物質によって汚染されたものの放射性・爆発性その他の有害な特性による事故
- 被保険者の脳疾患・疾病・心神喪失による事故
- 被保険者が無資格運転中または酒気帯びや麻酔等の影響下で運転中の事故
- 被保険者の妊娠・出産・早産・流産、外科的手術その他の医療処置
- 地震・噴火・津波による事故 (国内旅行のみ)
- 原因のいかんを問わず、頸部症候群 (むちうち症) または腰痛で他覚症状のないもの

● 被保険者が危険なスポーツ活動中の事故

※ 危険なスポーツとは……山岳登山^(注1)、リュージュ、ポプスレー、スケルトン、航空機^(注2) 操縦^(注3)、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超計量動力機^(注4) 搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動をいいます。

(注1) 山岳登山…ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)

(注2) 航空機…グライダーおよび飛行船を除きます。

(注3) 操縦…職務として操縦する場合を除きます。

(注4) 超計量動力機…モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等をいいます。)を除きます。

● 被保険者が自動車・原動機付自転車・モーターボート等によるレース中(レースに準ずるものおよび練習中を含みます。)の事故

● 公共交通乗用具搭乗中の傷害事故は、公共交通乗用具に乗客として搭乗中の事故に限られますので、電車・タクシー等から降車した後の事故は補償されません。(国内旅行のみ)

※ 航空機の搭乗者のときに限り「航空機搭乗者に限り入場が許される飛行場敷地内にいる間」は補償されます。(施設管理者の事故証明書が必要)

● 募集型企画旅行(宿泊を伴うもの)に参加中の傷害事故は募集型企画旅行として集合から解散までの旅行参加中の事故に限られますので、集合場所へ向かう途中の事故や解散後の事故は補償されません。(国内旅行のみ) など

★ 既往の身体の障害や疾病の影響により、または当該事故と関係なく事後に発生した傷害や疾病の影響により、当該事故による傷害が重大となったときは、その影響がなかった場合に相当する部分についてのみ保険金をお支払いします。

② 疾病治療費用 (海外のみ)

- 保険契約者・被保険者・保険金受取人の故意または重大な過失による事故
- 被保険者の闘争・自殺または犯罪行為
- 戦争等変乱、放射能照射、放射能汚染、原子力核反応による事故
- 原因のいかんを問わず、頸部症候群 (むちうち症) または腰痛で他覚症状のないもの
- 旅行開始前から発病していた疾病、旅行終了後72時間経過後に発病した疾病
- 被保険者の妊娠・出産・早産・流産およびこれらに起因する疾病
- 歯科疾病
- ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等登山用具を使う山岳登山中の高山病 など

★ 既往の身体の障害や疾病の影響により、または当該事故と関係なく事後に発生した傷害や疾病の影響により、当該事故による傷害が重大となったときは、その影響がなかった場合に相当する部分についてのみ保険金をお支払いします。

③ 賠償責任 (海外のみ)

- 保険契約者・被保険者・保険金受取人の故意または重大な過失による事故
- 戦争等変乱、放射能照射、放射能汚染、原子力核反応による事故
- 被保険者の職務遂行に直接起因する事故(職務上の賠償責任)
- 被保険者の親族に対して生じた事故
- 被保険者が使用・管理中の財物に生じた事故
- 被保険者またはその指図による暴行または殴打に起因する事故
- 航空機・船舶・車両・銃器の所有・使用・管理に起因する事故 など

④ 携行品損害 (海外のみ)

- 保険契約者・被保険者・保険金受取人の故意または重大な過失による事故
- 被保険者が無資格運転中または酒気帯びや麻酔等の影響下で運転中の事故
- 差押、徴発、没収等公権力の行使による事故
- 自然消耗、性質によるサビ・カビ・変色・ねずみ食い・虫食い欠陥による損害
- 汚れ・キズ・塗装のはがれ等、機能に支障がない外観上の損害
- 置き忘れまたは紛失による事故(置き忘れ後に生じた盗難を含む)
- 偶然な外来の事故に直接起因しない電気的事故または機械的事故
- 修理の際に発生する代金引換手数料
- 被保険者が滞在する居住施設内にあるもの、別送品 など
- ★ 現金・小切手・有価証券類、切手・定期券等、預貯金証書・クレジットカード、稿本・帳簿類、義歯・義肢・コンタクトレンズ等、動植物、船舶・自動車、危険なスポーツ(前記※参照)に加え、ウィンドサーフィン、スキューバダイビング、サーフィンを行っている間の用具等は携行品に含まれません。

⑤ 救済者費用 (海外のみ)

- 保険契約者・被保険者・保険金受取人の故意または重大な過失による事故
- 救済対象者の闘争・自殺または犯罪行為(自殺による死亡を除く)
- 戦争等変乱、放射能照射、放射能汚染、原子力核反応による事故
- 救済対象者が無資格運転中または酒気帯びや麻酔等の影響下で運転中の事故(無資格運転・酒気帯び運転中の事故による死亡を除く)
- 旅行開始前から発病していた疾病を原因とする入院
- 救済対象者の妊娠・出産・早産・流産およびこれらに起因する疾病(妊娠・出産・早産・流産による責任期間中の死亡を除く)による入院
- 歯科疾病による入院 など

上記内容は概要を説明したもので、実際の保険金お支払いの可否は、普通保険約款および特約等に基づきます。